

## 電源立地地域対策交付金事業の取組状況

佐井村では、「大間原子力発電所周辺市町村」として、平成16年度から「電源立地地域対策交付金事業」計画に基づき実施し、地域の振興を図っています。

今回は、平成26年度に実施した事業をお知らせします。

実施事業名	内 容	事 業 費	交 付 金
佐井村公共施設維持運営基金造成事業	公共用施設に係る整備、維持補修のための基金造成	616万円	616万円
佐井村公共施設維持補修基金造成事業	公共用施設に係る整備、維持補修のための基金造成	5,474万1千円	5,474万1千円
佐井村斎場改修事業	公共用施設に係る整備、維持補修または維持運営	3,180万1千円	3,100万円
佐井小学校校舎等改修事業	公共用施設に係る整備、維持補修または維持運営	1億1,340万円	1億1,300万円
佐井村保育所運営事業	地域活性化措置	3,285万1千円	3,200万円
佐井村消防活動提供事業	地域活性化措置	9,295万2千円	8,870万円
村道糠森大沢線道路整備事業	公共用施設に係る整備、維持補修または運営事業	712万8千円	710万円
佐井村簡易水道施設改修事業	公共用施設に係る整備、維持補修または運営事業	140万4千円	140万円
合 計		3億4043万7千円	3億3410万1千円

【お問合せ】総合戦略課 地域振興係 担当：若山、福田

## 「法の日」週間を迎えて

10月1日は、「法の日」です。「法の日」は、国民のみなさんに、法の役割や重要性について考えていただくきっかけになるようにと、裁判所、検察庁および弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

裁判所、法務省、検察庁および弁護士会では、10月1日からの1週間を「法の日」週間とし、毎年、全国各地で各種の行事を実施しています。裁判所では、全国各地で法や裁判手続きに関する説明会や見学会、講演会などの催しを行う予定です。

「法の日」週間に実施される行事に参加して、法を身近に感じてみませんか？

「法の日」週間にちなんだ裁判所で実施される各地の行事は、「裁判所ウェブサイト」(<http://www.courts.go.jp/>)で紹介しています。このサイトでは裁判例情報や司法統計などのさまざまな情報をご覧いただけます。また、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saibanin.courts.go.jp/>)で、紹介していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

【お問合せ】青森地方裁判所事務局総務課

## 離職者など再就職訓練「IT応用科」受講生の募集

**訓練内容** パソコンの取扱い、Word、Excel、Power Pointに関する知識・技能の習得

**募集人員** 15名

**募集期間** 10月15日(木)から11月24日(火)まで

**訓練期間** 12月8日(火)から3月7日(月)

**受講資格** 公共職業安定所に求職申込を行っている方。

離職者などで職業に必要な技能および知識を習得しようとする方。

**応募手続** 受講申込書に必要事項を記入し、最寄りの公共職業安定所に提出してください。

**訓練場所** むつ市内の民間訓練施設を予定

**受講料** 無料(ただし、テキスト代などは自己負担)

テキスト代・災害保険加入費・資格試験検定料 合計36,000円程度)

【お問合せ】青森県立むつ高等技術専門校 担当：齋藤、吉田 ☎24-1234